

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月19日

佐賀県人事委員会委員長 中 野 哲 太 郎

佐賀県人事委員会規則第18号

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年佐賀県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
別表第28の4（第23条関係）				別表第28の4（第23条関係）			
医療職給料表（一）昇格時号給対応表				医療職給料表（一）昇格時号給対応表			
昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給			昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級		2 級	3 級	4 級
略				略			
46	<u>26</u>	30	22	46	<u>25</u>	30	22
47	<u>27</u>	31	23	47	<u>26</u>	31	23
48	<u>28</u>	32	24	48	<u>26</u>	32	24
49	<u>28</u>	33	25	49	<u>27</u>	33	25
50	<u>28</u>	34	26	50	<u>27</u>	34	26
略				略			
52	<u>29</u>	36	28	52	<u>28</u>	36	28
略				略			
56	<u>30</u>	38	32	56	<u>29</u>	38	32
略				略			
60	<u>31</u>	40	36	60	<u>30</u>	40	36

改正前					改正後												
略					略												
64	<u>32</u>	42			64	<u>31</u>	42										
略					略												
別表第28の8の3（第24条関係）					別表第28の8の3（第24条関係）												
公安職給料表降格時号給対応表					公安職給料表降格時号給対応表												
降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給								降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
略					略												
12	19	<u>22</u>	28	36	20	20	24	24	12	19	<u>23</u>	28	36	20	20	24	24
略					略												
別表第28の8の5（第24条関係）					別表第28の8の5（第24条関係）												
医療職給料表（一）降格時号給対応表					医療職給料表（一）降格時号給対応表												
降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給			降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給												
	1級	2級	3級		1級	2級	3級										
略					略												
25	<u>45</u>	41	49	25	<u>46</u>	41	49										
26	<u>46</u>	42	50	26	<u>48</u>	42	50										
27	<u>47</u>	43	51	27	<u>50</u>	43	51										
28	<u>51</u>	44	52	28	<u>52</u>	44	52										
29	<u>55</u>	45	53	29	<u>56</u>	45	53										
30	<u>59</u>	46	54	30	<u>60</u>	46	54										

改正前				改正後			
31	<u>63</u>	47	55	31	<u>64</u>	47	55
略				略			

附 則

( 施行期日等 )

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

( 経過措置 )

2 平成31年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下この項において「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から令和2年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。